

令和6年度 第2回 豊明市農業政策計画検討委員会議事録(要旨)

1 開催日時

令和7年1月20日 午後2時00分から午後3時40分まで

2 出席委員の氏名

<出席委員>

青木 規久範	近藤 明	石川 万里子	三浦 博明
加藤 延保	安江 真理子	永田 利秀	相羽 喜次
麻生 あゆみ	原田 勝行	三浦 貞志	土屋 正典
星子 恭士			

<欠席委員>

下里 正義 鈴木 充博

3 会議の内容

<次第>

1. 委員長あいさつ
2. 議事録署名者選出
3. 協議事項 地域計画について
 - (1) 地域計画 (案)
※地域の実情に応じた取り組み内容を除く
 - (2) 地域の実情に応じた取り組み内容
4. 今後のスケジュール (予定)

<経過と概要>

事務局

皆さま、本日はご多忙中にも関わらず、委員会にご出席いただきありがとうございます。皆さまお揃いですので、ただいまから、第2回豊明市農業政策計画検討委員会を開催いたします。

委員15名中 本日の出席者は13名で、過半数の出席をいただいております。豊明市農業政策計画検討委員会設置条例(以下「条例」という。)第5条第2項の規定により本日の会議は成立しました。

それでは次第に沿って、委員会を進行してまいります。

まずは、委員長からごあいさつをいただきたいと思います。

委員長 昨年11月下旬から、雨が大変少なくなっており、農作物の成長が進まずに苦勞している農家が多いと聞いております。また、水稻については、カメムシの被害が酷く、収量が大きく低下しました。

 そのような状況の中ではございますが、今回の検討委員会での委員の皆さまの意見をもとに、豊明市の農業が、未来に持続可能になるような考えを少しでも示せる計画として、地域計画の案を完成させることができたかと考えております。

 限られた時間ではございますが、皆さまのご意見をいただき、より良い計画となるようにご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は委員長にてお願いいたします。

委員長 それでは、次第2. 議事録署名者の選出に入りたいと思います。
 前回お諮りしまして、議事録署名者は、私からの指名となります。
 【委員長より指名】

 続いて、次第3. 協議事項 地域計画に入りたいと思いますが、協議事項が(1)と(2)に分かれております。その点について事務局より説明願います。

事務局 【事務局より説明】

委員長 協議及び採決についても(1)と(2)別々で行うとのことですので、よろしくお願いいたします。

 それでは、(1)「地域の実情に応じた取り組み内容を除いた地域計画の案」の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 【事務局より説明】

委員長 ただ今の説明に関するご質問や、内容に関するご意見等はございますでしょうか。

委員 この地域計画の策定にあたり、私自身も協議の場に参加させていただき、地権者の方、そして耕作者の方から実際に話を伺いました。その時に、地域計画区域内で面的にまとまりのある農地については、特に土質が良く、収量も高いという話を聞いております。また、スマート農業を導入した農作業や、鳥獣害対策、そして田んぼダム事業の実施等においても、農地が集約されていないと効率良く行うことができないという事情もございますので、この面的にまとまりのある農地はぜひ残していただきたいと思います。

委員長 ただ今のご意見について、事務局より説明願います。

事務局 委員のご意見のとおり、計画の案には、地域計画区域内で面的にまとまりのある農地を保全するという考えが記載してございます。

委員長 その他にご意見・ご質問はございますでしょうか。

委員 事務局への確認です。地域計画区域内で面的にまとまりのある農地を保全していくという考えについては、私もそのとおりであると考えますし、異論はございません。

 一方で、豊明市の既存の計画と照らし合わせたとき、内容に矛盾が生じないかどうかという点が気になるのですが、問題はございませんでしょうか。

事務局 第5次豊明市総合計画及び農業振興地域整備計画の内容や、豊明市の現時点での考えを踏まえ、この地域計画の案を作成しておりますので、整合性はとれております。また、現在作成中の第6次豊明市総合計画の内容と、今後もし矛盾が生じるような場合には、地域計画の内容を見直していくことを考えております。

委員長 その他にご意見・ご質問はございますでしょうか。

委員 先ほど事務局からのご説明では、第6次豊明市総合計画の内容と矛盾が生じた場合には、地域計画の内容を見直すとのことでしたが、その際は、地域の耕作者の意向を聴いた上で、見直しを行うという理解でよろしいでしょうか。

事務局 委員のご意見のとおりです。耕作者が意向を話し合う方法につきましては、今回とは異なる方法で行うかもしれませんが、法律に則って、地域の耕作者の意向を反映させ、見直しを行ってまいります。

委員長 その他にご意見・ご質問はございますでしょうか。

委員 計画の案の中に、「市の農地バンク制度により農地を集積・集約していく」との記載がありますが、地域計画の策定後における農地の貸し借りは、全て農地中間管理機構を利用するか、あるいは農地法3条での手続きになるという整理であったと記憶しております。市の農地バンク制度はどのような活用方法になるのでしょうか。

事務局 委員のご意見のとおり、地域計画の策定後における農地の貸し借りは、農地中間管理機構を利用するか、農地法3条での手続きとなります。計画の案に記載した「市の農地バンク制度の利用」とは、農地を貸したい人と、借りたい人をマッチングさせるための市の制度を引き続き行い、利用するという意味合いで

ございます。マッチング後は、これまでのような相対での利用権設定ではなく、農地中間管理機構を利用していきます。

委員 農地法3条では、農地の貸し借りの手続きはされないのでしょうか。

事務局 もし望まれる場合は、農地法3条による手続きも可能ではございますが、その場合、貸し手と借り手で契約書を作成いただく必要等が発生し、手続きに時間を要するのと、農業者の方々のご負担になるため、農地中間管理機構を利用した手続きが多いと思われます。

委員長 その他にご意見・ご質問はございますでしょうか。

【意見・質問なし】

委員長 特にないようですので、ここで一度、今までの意見について事務局でまとめていただいてよろしいでしょうか。

事務局 【事務局より意見等のまとめ】

委員長 ただ今事務局より意見等のまとめがありました。

なお、事務局より説明がありましたとおり、計画の案の内容に関する修正のご意見はありませんでした。それでは採決に入りたいと思います。

(1)「地域の実情に応じた取り組み内容を除いた地域計画の案」につきまして、(案)のとおりとしてよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

【挙手13名】

委員長 全員賛成でありますので、(1)「地域の実情に応じた取り組み内容を除いた地域計画の案」につきまして、案のとおり決しました。

続いて(2)「地域の実情に応じた取り組み内容」の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 【事務局より説明】

委員長 ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

委員 昨年はイネカメムシの被害が深刻で、収量が大きく減少しました。令和の米騒動と言われるほど、今は全国的にお米が不足しているかと思います。しかしな

がら、お米は日本人の主食であり、昔から自給率 100%を超えてきた作物でもあります。そのため、防除をしっかりと行い、イネカメムシ被害を防ぎ、お米の収量を上げることが必要であると考えます。

委員長

以前は多くの耕作者があぜ焼きを行っていました。おそらくそれも防除に効果的であったと考えられますが、昨今では煙や臭いの問題で、実施する農業者が減っています。このことも、イネカメムシの大量発生に少なからず影響しているのではないかと思います。

また、獣害に関していえば、境川の草刈りが遅れると、ヌートリアの発生につながり、結果的に農作物が被害を受ける可能性があります。境川の草刈りについては、耕作者では対処することができない内容なので、ご対応をお願いしたいと思います。

委員

イネカメムシ被害の件では、豊明市の取り組みといたしまして、病虫害防除の薬剤費に対する今年度の補助金の予算を増額いたしました。この件は大変重要な問題であると市も認識しておりますので、来年度も補助を実施し、対応してまいりたいと考えております。

また、境川の草が農作物に影響を及ぼしている可能性があるという件につきましては、愛知県の尾張建設事務所に対応を求めてまいりたいと考えております。

委員長

その他にご意見・ご質問はございますでしょうか。

委員

計画の案の中に、勅使水系環境保全の会に関する記載がございますので、本団体の活動について少しご説明を差し上げたいと思います。本団体は、主に農地、農道、水路の3つのことについて活動を行っております。具体的には、巡回による遊休農地の把握、農道の草刈り、水路の掃除、法面の草刈り等です。また、現在は市の田んぼダム事業についても協力をさせていただいております。これらの活動は、国・県・市から交付金を受け取り実施しておりますので、本団体を見本として、他の団体も同じようにできれば、より豊明市の農業にとって好ましい結果となるのではないかと思います。

委員長

その他にご意見・ご質問はございますでしょうか。

委員

現在ブドウの直売を市街地で実施しており、日々近隣の方々にご理解・ご協力をいただきながら、続けてこられている状況でございます。一方で、どうしてもご理解・ご協力いただくことが難しいこともございます。そのようなときに、相談できる窓口があると大変助かると思います。自分だけではなく、同じような悩みを抱えた農業者が実際にいらっしゃるので、相談窓口の設置は、ぜひご検討いただきたいと思います。

事務局 現状では、耕作者からのご相談は豊明市農業政策課の窓口にて受け付けております。また、内容によっては市の弁護士相談窓口へのご案内も行っておりますので、何かお困りごとがございましたら、お声がけいただけたらと思います。

委員長 その他にご意見・ご質問はございますでしょうか。

【意見・質問なし】

委員長 特にないようですので、ここで一度、今までの意見について事務局でまとめていただいてよろしいでしょうか。

事務局 【事務局より意見等のまとめ】

委員長 ただ今事務局より意見等のまとめがありました。

なお、事務局より説明がありまして、計画の案の内容に関する修正のご意見はありませんでした。それでは採決に入りたいと思います。

(2)「地域の実情に応じた取り組み内容」につきまして、(案)のとおりとしてよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

【賛成13名】

委員長 全員賛成でありますので、(2)「地域の実情に応じた取り組み内容」につきまして、案のとおり決しました。

協議事項は以上となります。皆さま慎重審議ありがとうございました。

委員の皆さまに考えていただいた意見や協議の結果、検討委員会としての地域計画の案が完成いたしました。

ご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、次第4. 今度のスケジュールに移ります。
事務局より説明願います。

事務局 【事務局より説明】

委員長 ただいまの説明について、ご質問がございましたら、お願いいたします。

【質問なし】

委員長 以上で、全2回の検討委員会で話し合う内容は終了となりますが、その他委

員の皆さまから、何かございますでしょうか。

【特になし】

委員長 特にないようですので、進行を事務局にお返しします。

事務局 委員長、ありがとうございました。
以上でこの検討委員会での、地域計画策定のための審議は終了となります。

委員の皆さま、本日は長時間にわたりありがとうございました。
これをもちまして、第2回豊明市農業政策計画検討委員会を終了いたします。

【午後3時40分 閉会】